

【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会 議 名	第十三期・第6回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事 務 局	政策経営部広報室区政情報課		
開催年月日	令和5年8月30日(水)		
開催時間	午前9時58分～午前11時08分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	松井 加奈絵 委員
	水町 雅子 委員	はたの昭彦 委員	さの智恵子 委員
	石毛かずあき 委員	岡田 将和 委員	安江 文博 委員
	宮崎 十三 委員	坂田 誠 委員	那須 康一 委員
	上 茂之 委員	鈴木 由美 委員	
欠席者	面川 典子 委員	堀 成美 委員	
会議次第	別紙のとおり		
資料	<p>○確認事項</p> <p>1 第十三期・第5回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)</p> <p>○報告事項</p> <p>1 個人情報の漏えい等の報告</p> <p>2 「足立区個人情報保護評価委員会」の設置と実施状況の報告</p> <p>3 令和4年度の運用状況の報告</p>		
その他			

(審議経過)

(1) 開 会

○山根区政情報課長 おはようございます。定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、審議会を開催させていただきたいと思っております。

本日は、お忙しい中、足立区情報公開・個人情報保護審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、審議に入るまでの間進行を務めさせていただきます区政情報課長の山根でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

審議会に入ります前に、区議会から選出されました委員をご紹介させていただきます。

はたの委員でございます。

○はたの委員 はたのです。よろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長 さの委員でございます。

○さの委員 さのでございます。よろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長 岡田委員でございます。

○岡田委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長 また、本審議会の幹事が替わりましたので、ご紹介させていただきます。

副区長の長谷川でございます。

○長谷川副区長 長谷川です。よろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長 政策経営部長事務取扱を務めておりますので、こちらのほうの席に座っているような状態です。

それから、事務局職員も異動により変更となりましたので、ご紹介させていただきます。

情報システム課計画調整係長の海老原でございます。

○海老原計画調整係長 海老原と申します。よろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課情報公開担当係長付主任主事でございます五十嵐でございます。

○五十嵐主任主事 五十嵐と申します。よろしくお願いいたします。

(2) 配付資料・定足数等の確認

○山根区政情報課長 それでは、早速ではございますが、審議会の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、審議会の次第、事前に郵送させていただきました第十三期・第6回足立区情報公開・個人情報保護審議会資料でございます。それから、席次表、それから、今回委員が改選されましたので、委員名簿をつけさせていただいております。以上4点になります。不足している資料等がありましたら事務局のほうで手配しますので、手を挙げていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会の定足数についてお知らせいたします。本日は委員16名のうち14名の方々のご出席を頂いております。定足数の過半数を超えておりますので、本審議会は成立していることをお伝え申し上げます。

それでは、第十三期・第6回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日は、お手元の次第のとおり、確認事項が1件、報告事項が3件となっております。改正個人情報保護法が令和5年4月から施行されたことから、個人情報保護に関する事項については、典型的に審議会への諮問を要件とする個人情報保護条例が廃止となりました。そのため、今回の審議会においては諮問事項がございません。ご承知おきいただければと存じます。

再度のご案内で恐縮でございますが、ご発言の際には、お手元でございますマイクのスイッチを入れてからご発言をしていただけるようお願いいたします。発言が終わりましたらマイクのスイッチをお切り願います。

また、Web参加の方々につきましては、手を挙げていただくか挙手ボタン等でお知らせいただければご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以後の議事進行につきましては川合会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、本審議会の審議についてですが、基本的にこれを公開により行うということとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 異議ないということと認めまして、そのように進めさせていただきます。

(3) 確認事項

第十三期・第5回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)の確認

○川合会長 続きまして、会議録の確認をさせていただきます。第十三期・第5回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認となります。

こちらの要録は、審議会要録(案)という表題で、事前に郵送させていただきました資料の1ページ～15ページにつづってございます。この点について、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

特にご意見等ないということでしたら、こちらの要録を第十三期・第5回情報公開・個人情報保護審議会要録とすることにご異議ございませんでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのように決定したいと思います。

(4) 報告事項

個人情報の漏えい等の報告

○川合会長 では、続きまして、報告事項に入っていきたいと思えます。

報告事項の1点目でございます。「個人情報の漏えい等の報告」についてでございます。資料の16ページになります。

まず最初に、「住民基本台帳カード交付申請書の誤廃棄について」でございます。

所管課からご報告をお願いいたします。

○會田地域調整課長 地域調整課長の會田です。どうぞよろしくお願いいたします。

住民基本台帳カードの交付申請書の誤廃棄についてでございます。

江南区民事務所で本来10年間保管していただくにはいけなかった住民基本台帳カード、いわゆる住基カードの交付申請書、区民が記載していただく申請書ですけれども、それを保存期限満了前に誤廃棄していたということが確認できました。

3番のところに書いてあります誤廃棄した書類は436名分ということで、今回、国への報告もしているところでございます。

記載のあった中で再現ができない電話番号の記載と写真、こちらが個人情報の滅失ということに当たりまして、今回報告もしております。

誤廃棄された書類につきましては溶解処理をしておりますので、個人情報が漏えいするおそれや悪用されるおそれはございません。

原因といたしますか、発覚につきましては、平成25年度に保存年限が2年から10年に変更されておりましたが、江南区民事務所で

は、25年度と26年度分については10年に変えておらずに2年で廃棄してしまったということの間違いでございます。

対応や今後の再発防止につきましては、今回、ファイリング基準表の修正をしっかりと確認ができていなかったところがございますので、事務所だけではなくて、ほかのメンバーでも確認をちゃんとする、本課のほうでも確認をするということで、しっかりダブルチェックをしていくということで、ファイリング基準が間違っていないことを確認することをしっかりと第三者の目でも確認するというのでしっかりと対応していきたいと考えてございます。

概要については以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

○石毛委員 まず確認なのですけれども、個人情報漏えいのおそれ、また悪用されるおそれはありませんというふうに記載されておりますので、どの程度の区民の皆様への不利益があるのかと考えると、それほどでもないのかなという安心感もあるのですが、その辺はしっかりと伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○會田地域調整課長 地域調整課長ですけれども、漏えいや悪用されるおそれはございません。区民への不利益、考えられるのは、交付申請書を情報公開請求等で請求があったときに区民へお示しができないという可能性は考えられます。ほかには今思い当たる所はございませんけれども、お示しできないというのが区民への不利益といたしますか、できない状況になるなというのが1点考えられます。

○石毛委員 続けさせていただきますが、区民事務所、15か所あると思うのですけれど

も、なぜゆえ江南事務所だけがこのように失念してしまったのか、お聞きしたいのですが。

○大坪管理係長 地域調整課管理係長の大坪でございます。

10年前のことですので推論にはなってしまっているのですが、ちょうどこのときの人事の異動状況を確認しました際には、このとき、江南区民事務所のみが、実は所長と文書事務を担当しておりました主査が同時に異動した時期でございました。かつ、戸籍住民課から頂いた通知が3月26日付という、本当に年度末ぎりぎりのタイミングでの通知でありましたので、担当者が異動でいなくなってしまうということと、年度末ぎりぎりの通知であったということで、その部分の申し送りがかうまく機能しなかったものと思われま

す。ほかの区民事務所につきましては、所長もしくは文書事務担当者が残っていたという状況が確認できましたので、その部分が失念されることなく、きちんとファイル基準が更新されたものと思われま

す。○石毛委員 最後に、この案件で一番大事なのは情報の確認だと思うのです。通知が来ました、所管から各事務所のほうへ流れました、その通知に対する内容の情報の徹底、そうしたものが当時は行われていたのかどうか、その辺伺いたいのですが。

○會田地域調整課長 当時の状況を職員、人づてに、後追いをして確認は取って見たのですけれども、不在の方とか亡くなった方とかも含めていらっしゃいまして、本人に確認というのはできなかったのです。ですので、今後は、事務所任せにせずに、我々のほうでも、ファイリング基準が変わったときには、事務研究会とかでございますので——区民事務所の代表者が出る会議ですけれども——そういったところでもしっかり周知をして、また、事務所だけではなくて、先ほどもお話ししま

したけれども、所管課のほうでもしっかりと確認をして、徹底するということが今後は対応していきたいと思っております。

○石毛委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○川合会長 その他ご意見等ないでしょうか。

○上委員 上でございます。

再発防止策のところなのですが、拝見しますと、一言で言うと非常に汗をかいて防ぎますということなのですが、区民事務所って11ですかね、たくさんありますので、本当にこれ徹底するのだろうかというような気がします。

これでやっていただくのは構わないのですが、例えば2つぐらいの案としては、一覧表を各区民事務所で本部から来たものを見て、区民事務所、自分たちのまた帳票を作るというようなことではなくて、これは法定受託事務か自治事務か、よく分からないのですけれども、区民事務所でやっていることは多分定型的にされているので、こういった書類ごとの廃棄期間というのを本部から出して、これに従ってと。区民事務所での移し替えをやめるというようなことがまず第1点あるのかなと。

2点目としては、これはどれくらい情報の価値があるのかというのが分からないのですけれども、例えば、もう区民事務所から本部へ全部送れと、1か月に一遍。で、本部で管理する。場所がないじゃないかという話はあるかもしれませんが、それは外部の倉庫業者、幾らでもあるので。だから、本部で管理しますと。警察からの問合せも多分本部に来るのですよね、区民事務所ではなくて。だから、本部で一括管理して、10年たったら本部で捨てるというような。私、区民で見ると舎人が一番近いのですけれども、何でこんなに人が多いんだろうというぐらい訪問な

さる方が多いので、そういう現場のところでもいろいろ、気をつけなさいというのもちよつと難しいんじゃないかなと、区民としてはそういう印象を持ちました。

そういうことなので、そういった形での再発防止策があるんじゃないかなということでも、今後検討していただければなと思います。

○川合会長 担当課から何かありましたら。

○會田地域調整課長 いろいろな貴重なご意見、ありがとうございます。できること、できないこと、事務所のほうとも話をすり合わせて、できることはやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ございませんでしょうか。

その他特にご意見等ないということでしたら、この件については以上ということで、次の報告事項に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、所管課の皆さん、ありがとうございました。

では、続いても個人情報の漏えい等の報告ということとなります。資料の18ページになります。「コンビニエンスストアでの証明書交付サービスにおける証明書誤交付による個人情報の漏えいについて」でございます。

では、所管課からのご報告をお願いいたします。

○江連戸籍住民課長 戸籍住民課長の江連と申します。よろしくお願いいたします。

○市川システム調整担当係長 戸籍住民課のシステム調整担当の市川と申します。よろしくお願いいたします。

○江連戸籍住民課長 戸籍住民課のほうから、4月、5月に生じたコンビニエンスストアでの証明書交付の誤交付による個人情報の漏えいにつきましてご説明させていただきます。

平成 25 年からコンビニエンスストアでの住民票であったり戸籍謄本であったりという証明書の発行業務を行っておりますが、その中で、別のコンビニで手続をした別人の方に証明書が交付されてしまったという事象でございます。

事案概要につきまして簡潔にご説明させていただきます。

経過でございますが、今年の 1 月 4 日からシステムを変えまして、富士通 Japan 株式会社というところのシステムを運用しております。これは、その前のシステムが 2000 年から使っていた古いシステムで、23 年間使っていたシステムであるということ、また、国が標準化といって全国のシステムを同じ基準で作るといって全国のシステムを同じ基準で作るといって今進めておりますので、その仕様の内容に更新するというところで 1 月から変更したところでございます。

その後、1 月 17 日、3 月 22 日、4 月 18 日、この 3 日間の発行につきまして、1 件ずつ地方公共団体情報システム機構、J-L I S という機構でございますが、そこから交付のエラーを検知したという旨の連絡がございました。そのときに区のほうから富士通 Japan のほうに「エラーがあった。どういう内容であるか確認してほしい」という連絡をしたのですが、その中では、ログをたどっていきますと、一度エラーが出たのですが、その後もう一度再手続をして、発行が正常に終了しているという状況が確認できまして、この段階ではエラーがあったという判断にはならなかったという状況でございます。

エラー検知というのは大体、通信が中断されたりとか、そういったときにまれに起こる事象でして、その前の古いシステムのほうでも数か月に 1 度程度生じていた事象でございました。

その後、3 月 28 日、この表にはないのですけれども、ほかの自治体でコンビニ交付の誤交付があったということで、富士通 Japan がほかの自治体、足立区も含めた全自治体のプログラムを総点検した。その中で、足立区のシステムについて怪しいプログラムがあるということが 4 月 21 日に確認され——次のページに行きます——4 月 22 日（土）に足立区のプログラム自体は改修しているという状況でございます。

その後、23 日から 26 日まで、1 月 4 日から 22 日までの全ての発行ログを確認したところ、冒頭に話しました 3 日間の怪しいエラーログがあるということがまた改めて確認されたという状況です。

27 日にその報告を受け、28 日に区がその 3 件のお客様のところにお伺いしまして、どういう状況であったか確認したところ、3 件中 2 件、3 月 22 日と 4 月 18 日のエラーログにつきまして誤交付があったということが判明したという状況でございます。

29 日に、その出されてしまった方につきましても、訪問して謝罪しているところでございます。

次に誤交付の内容でございますが、3 月 22 日につきましては 1 件分。1 つの住民票に 3 名分が記載されておりましたので、1 件（3 名分）と書かせていただいております。氏名、住所、生年月日等、記載内容が書かれてございました。その証明書につきましては、その方が発行されたときに、コピー機の一番下から出るのですけれども、前に操作した方が置き忘れてしまったというような認識で、すぐコンビニエンスストアの定員さんに届けられていたところを区が回収したという状況です。

4 月 18 日につきましては印鑑登録証明書 1 件（1 名分）。こちらについては、氏名、

住所、生年月日、登録されている印影が記載されてございました。この方は、そのときに全て確認せずに自宅で確認したところ、別人の方のものがあったということで、少し自分自身でも気持ち悪くなって、すぐに細かく切って処分したというふうに確認してございます。

以上が発生時の状況でございます。

次に4番目です。富士通 Japan から区が確認しました報告につきましては、1月4日からプログラムを入れ替えた4月22日までの期間に限定される事象であり、それ以降の発生は現段階まで検知されてございません。

原因につきましては、ちょっと専門的な部分にはなるのですが、簡潔にご説明しますと、足立区の住民票を登録しているデータ、サーバーがあります。それと、コンビニエンスストアで発行するときに検索に行くシステムと2つサーバーを持っておりまして、住民票の異動があった後に、発行サーバー、コンビニエンスストアのシステムのほうのサーバーに随時情報を書き換えに行くという2つのサーバーを持って運用しています。

今回、ある方の住民票の異動があった、ここで「随時連携処理」と書いていますが、コンビニエンスストアの交付システムのサーバーのほうに書き換えに行くタイミングで、2つのコンビニエンスストアの発行依頼が同時にあった。つまり、随時連携と発行依頼が2件以上、この3件が1秒以下、数コマの中に同時に処理が入ったときに――次のページに少し図を描いているのですが――上から来ている住民記録システムからの随時連携と、左のコンビニ店舗Aさん、Bさんという処理が3つ同時に入ってきたときに、まずAさんの発行依頼が来ますと。これは1件目の発券ですので、そのまま印刷

用のPDFを作成にいきます。そのときにBさんが来たときには、同時に依頼が行かないように順番待ちの制御というのがかかります。お皿に並べたものが順番にちゃんと並ぶようにプログラム上はなっているのですが、このタイミングで住民票の異動連携が上から入ってきたときに、この順番待ちの制御を誤って解除してしまう。そうしますと、AさんのPDFを作成したタイミングでBさんの印刷依頼も同時に入ってきてしまうということで、Aさんの証明書にBさんの証明書のデータを上書きしてしまうということで、AさんにBさんの証明書が出てしまう。このとき、Bさんの証明書は、自分の作成処理のほうにはデータが行きませんので、そこでエラーログが発生したということで、AさんとBさんの証明書が誤って発行されてしまうという事象でございます。簡単に言うところこういう内容になります。

もう一度戻っていただきまして、それが原因のものになります。

再発防止策としましては、既にこのプログラム自体は4月22日の段階で改修が実行されておりますが、その後、4月30日に、そのプログラムだけでなく全体のプログラムの総点検を行いました。また、5月27日には、足立区だけではなく、ほかの自治体でも再発が起きておりましたので、もう一度全ての点検をやって、本番環境を一度止めて、本番環境でも同じ事象が生じないかということまで検証しているという状況でございます。

さらに、今後予定されております再発防止策としまして2点挙げさせていただきます。

1つは、足立区が3月22日と4月18日に富士通 Japan にエラーログの確認をしましたが、実は現段階で足立区の中でエラーログ

がどういう内容であったかというものが詳細に分かる機能がございませんので、何でこのエラーログが出たのかというものをパターン別に見えるような形の機能を追加してほしいというもの。

もう一つは、これが根本的な、最終的な結論になると思うのですけれども、万が一プログラムで誤った書き換えが行われたときに、最終的に発行する直前で、Aさんに対して、Aさんの証明書ですよというものを最後確認して印刷してくださいねと。ここでもしプログラムが、今後何があるか分からないので、もし誤ったものが出てしまったとしても、Aさんに対してBさんですよという内容が検知できれば、発行の直前で、もう発行するなと、怪しいものは発行するなという、フェールセーフ機能というものなのですけれども、この機能を追加すれば——プログラムというのは全て手で入力しているものですので、100%今後も生じないかと言われると、なかなか難しいのかなと。ただ、このイの機能があれば、どんなプログラムがあったとしても、発行さえしなければ、「何でエラーがあったんだ」と区にクレームは来るとは思うのですけれども、そこでしっかりと謝罪をして、また後日郵送対応であったり、証明書の交付をすれば、誤交付という個人情報の漏えいが起きないということになりますので、この機能追加について、区が書面で7月10日に要望書という形で富士通 Japan に提出してございます。

また、富士通 Japan も、親会社である富士通のホームページで7月14日にこの機能を追加するという改修方針も出しておりますので、ここをしっかりと確認するところがある足立区でこの問題が最終的に解決する結論なのかなとは思っておりますが、そこまで引き続き気を緩めることなく対応してい

きたいと思っております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○川合会長 ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願ひいたします。

○さの委員 私のほうから何点か質問させていただきます。

誤ったものが他人に行ってしまったということで、今、マイナンバーカード、様々な問題が全国でも起こっているということも含めると、区内でも起こってしまったということですが、エラーが出ていて区が問合せをしていたにもかかわらず、そこでは発見できなかったって、ちょっと残念なことではあるかと思うのですが、その対策としていろいろと検討もしてござっておりますが、21ページの、私もコンビニでこういう証明書の発行をするのですが、最終的に請求者と同一人物であることをチェックできるというのは、例えば証明書が出てしまうと、その内容というのは閲覧してしまうので、どういうイメージかご説明をお願ひできますでしょうか。

○江連戸籍住民課長 この機能が、発行されない機能になります。初めは、図にあるように、Aさんの依頼に対してAさんのPDFを作る。今のプログラムの中ではすぐに発行に飛んでしまうのですけれども、最終的なところで、Aさんに対してAさんの証明書という突合をして、それから印刷する。印刷する前にしっかりと止めましょうという機能になります。

○さの委員 それは、名前以外の、例えば生年月日であったりとかいろいろな、書類って結構データ、本籍地であったりというのが出ますけれども、それは出ないのでしたっけ、今のシステムって。私もしばらく前に何件か

やったのですけれども、ちょっと現実のイメージが想像できないのですが、そういう、他人に知られたくない情報というのは今もマルチコピーでは出ないという認識でよろしいでしょうか。

○江連戸籍住民課長 発行される証明書の内容ということですか。

○さの委員 はい。

○江連戸籍住民課長 住民票であったり戸籍証明、印鑑登録もそうなのですけれども、今回出てしまった内容のようなものは全て記載されているものですので、これが出てしまうということは相当に特定個人情報……

○さの委員 最後の最終確認ではその情報はなくて、名前だけで確認をするということでしょうか。私の言っていることがあれなのですけれども、自分が最終的に、これを印刷しますかという画面が多分出ると思うのですけれども。

○江連戸籍住民課長 操作の段階でですね。

○さの委員 そうです。操作の段階で、結局それが発行されないまでも、他人の情報がそこで閲覧できるということは変わらないのですよね。

○江連戸籍住民課長 画面にはこういう内容を印字しますというものは表示されませんので、あくまでも、本籍地を載せるかどうかという選択だけして、後はもう自動的に印字されてしまう形になるので、操作以降、そこでちゃんと止めれば、その方には別人の情報は流れないものになります。

○さの委員 では、その方は大事な情報はそこでは見られないけれども、最終確認できるということでしょうか。

○江連戸籍住民課長 はい。

○さの委員 分かりました。

あと、この誤交付ということなのですが、この方は多分お金をお支払いになられて出

されているかと思うのですが、謝罪をされたということは書いてあるのですが、その返金というのはもちろんなされたということでよろしいのですよね。

○江連戸籍住民課長 今、富士通 Japan のほうに損害賠償請求をかける準備をしております、その中で、発行手数料2名分150円ずつに関してはお返しするという形で今進めているところでございます。

○さの委員 分かりました。区民の方の不利益にならないということで、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○はたの委員 ちょっと分からないことがあったので、聞きたいのです。22ページの図なのですけれども、AさんとBさんが同時にということで、この場合、AさんのところにBさんの証明書が出ていないかということなのですけれども、そうすると、このときにBさんのところには何も証明書が出てこなかったという理解でよろしいのですか。

○江連戸籍住民課長 おっしゃるとおりでございます。ですので、時系列に載っていた1月4日以降のJ-LISからのエラーログというものは、Bさんが操作したけれども出なかったよというものがエラーで出たということになります。ですので、Bさんとしては、お金を入れて証明書を発行したけれども、1度目の操作では異常終了してしまった。そのまま引き続き操作をして、2回目で証明書が発行されたという状況になります。

○はたの委員 そのとき、今さの委員からあったように、Bさんは発行手数料150円が返ってこなくて、2度目の手続で多分発行したということであると、150円が戻ってこなかったということでの区に対してのBさんからの訴えみたいなものはなかったのですかね。

○市川システム調整担当係長 Bさんはエ

ラーになっていますので、お金は払わないということです。

○はたの委員 あと、19ページの3の表で、1件、3月22日に誤発行があって、このとき、この誤発行を受けた方はすぐに当日コンビニエンスストアに届けられたのだけれども、これを区が回収するまでに1か月以上かかっているのですけれども、これはどうしてなのでしょう。

○江連戸籍住民課長 コンビニの契約自体はJ-L I Sとコンビニ業界で結んでいる状況になります。誤った、置き忘れもそののですけれども、あったものに関しては報告するという約束にはなっているのですけれども、どのくらい待てば報告するということまでの具体的な契約になっていないものが、私もこのタイミングでの報告に関しては課題があると思っております。ですので、今、J-L I Sと富士通 Japan のほうにも、コンビニとの協定に関して、どうするかというところは投げかけているところでございます。

ですので、本当であれば、コンビニエンスストアの定員さんもいろいろな方が入れ替わり立ち替わりで仕事をされておりますので、できれば翌日には区に報告するなり、届け出るなり。ただ、翌日、翌々日に取りに来る方もいらっしゃるの、それに対してどうするかというところはJ-L I Sのほうの判断、国のほうの判断にもなると思うのですけれども、もう少し適切に事後処理に対しては対応しなければいけないかなとは考えております。

○はたの委員 今、今後、J-L I Sとコンビニエンスストアの関係ということでおっしゃっていたのだけれども、先ほどの説明の中では、本人、確認ができなかったら発行しないというようなシステムを今後導入していくから大丈夫だ、ただ、100%大丈夫だと

は言えないというようなお話で、パソコンなんかを私なんかも操作をしていると、違うソフトを入れると、その違うソフトとの関係でバグが発生したりということであると、今説明があったように、100%システムが完全に誤発行を止めるということ、100%できるという前提ではなくて、そのための対応が必要ということであると、先ほどコンビニの方でいろいろな方が出入りしている、従業員の方でということであると、コンビニ発行の中で、住民票ですとか戸籍謄本とか、いろいろな個人情報の塊なわけですよ。そういうところの重要さというのを、コンビニを請け負っているところにしっかりと伝えて、そういう扱いに対しても従業員に対して教育していかなきゃいけないと思うのです。そこが、今後の対応ということで、システムエラーの機能追加とか、パソコンのハード上のシステムだけでの今後の対応なわけですよ。そういう意味では、ソフトの面での対応というのは怠っちゃいけないし、取っていかなくちゃいけないということで追加していかなきゃいけないと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○江連戸籍住民課長 おっしゃるとおりだと思います。個人情報を取り扱う人材、職員へのしっかりとした啓発、その辺が、どれだけシステムをよくしたとしても、取り忘れというのは必ずありますし、100%今後も絶対に起こらないかというところの確証を私の方でお示しすることは難しいのかなと思っておりますので、人材の育成、周知ということも、なかなか区のほうから、どうしてもJ-L I Sとコンビニ業界の契約になりますので、区からどこまでできるかというところはお約束はできませんけれども、J-L I Sのほうにしっかりと声を上げて、この機会にしっかりとそこまで対応できるよう

に努力していきたいと考えております。

○川合会長 その他の点いかがでしょうか。
——よろしいですか。

では、その他ご意見等ないということでしたら、本件については以上ということとしたいと思います。ありがとうございました。

「足立区個人情報保護評価委員会」の設置と実施状況の報告

○川合会長 では、次の報告事項に移ります。報告事項の2点目でございます。資料の23ページになります。「足立区個人情報保護評価委員会」の設置と実施状況の報告についてでございます。

では、所管課からのご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課の山根でございます。ご説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料の23ページをお開きいただければと思います。「足立区個人情報保護評価委員会」の設置と実施状況の報告ということでございます。

委員会の設置につきましては、前年度に個人情報保護条例の廃止に伴いまして、区の内部でこのような形の委員会を立ち上げて、区から委託ですとか外部接続ですとか、そのような形で今まで審議会でご審議いただいた内容を、しっかりと安全管理措置について検討した上で実行に移ってほしいという審議会からのご意見を頂きましたので、区では4月1日からこのような形の委員会を立ち上げまして、法に照らして安全かつ適切であるかどうか確認するという形を進めております。そちらについて、概要の説明と実施の状況についてご説明させていただきます。

委員の構成としましては、こちらに表記のとおりでございます。区の職員は4名という

ことで構成しております。それから、専門アドバイザーとしましては、弁護士の先生と東京電機大学の准教授の先生、東海大学の准教授の先生ということで、専門的な知見からのアドバイスを頂戴するというような構成で進めております。

それから、確認と評価の内容でございます。

個人情報を取り扱う業務の委託というのが従来から審議会ではよく審議していただいていたところでございますが、そちらについての安全管理措置を確認と評価をさせていただくものでございます。

それから、個人情報の外部提供及び目的外利用についても、法に適合しているかどうかを確認・評価を進めてまいります。

3番目ですが、個人情報を外部提供する際に提供先に求める安全管理措置、こういう場合にもどのような安全管理措置が必要かということについて検討させていただいております。

4番目ですが、区の機関以外と通信回路、ネットワークを通じまして個人情報を取り扱う場合の安全管理措置についても確認・評価をしてまいります。

ここには書いてございませんが、先ほどのような漏えい事故ですとか紛失ですとか、そのようなことについてもこちらの評価委員会のほうでも報告を所管からしてもらいまして、さらに安全管理措置ないしは再発防止策についても検討を進めるという形をさせていただいております。

開催頻度は原則1か月に1回ということで、案件がなければ流会となりますが、1回開催しているところでございます。

続きまして、具体的な評価方法としましては24ページになりますけれども、PPACシートとこちらの評価委員会は呼んでおりますが、評価シートを用いまして安全管理措

置が十分であるかを見えるような形にし
して評価をしているところがございます。

続きまして、25 ページをお開きいただ
ければと思います。

左側の令和4年度までというのが、所管課
から審議会のほうに事業実施前に諮問させ
ていただきまして、いろいろな観点からご意
見を頂戴した形で、その後それを事業に反映
していくということで執り行っていたところ
でございます。

法改正後、4月からの流れでございますけ
れども、所管課から事業について予定をして
いくときに、事前に評価委員会にかけていた
だいて、評価委員会の中で、内部のところで
保護対策について適切なのかどうなのかを
評価してまいるという形でございます。

その後、今日の審議会でございますけれど
も、報告としまして、評価委員会で評価した
ものについては審議会のほうにご報告させ
ていただくというような形の流れで、事前審
査ではございませんが、審議会の皆様方には
このような形の流れで区の個人情報適切
に取り扱われているのだということをこちら
のほうで評価をさせていただいているよ
うな形でございます。

1枚おめくりいただきまして、26 ページ
目でございます。個人情報保護評価委員会の
構成をつけております。

27 ページでございますけれども、評価委
員会の評価の一覧ということで、4月の評価
委員会は事前の、どのような形で進めてい
かということで行いました。実際の事案につ
きましては、5月17日の2回目から行って
おります。17日は4件、評価をさせていただ
きました。

その中で、こちらに表記のとおりでござ
いますけれども、フッ化物の塗布事業の委託及
び受診券の発送委託という形につきまして

は、発送委託について、評価としてはA評価
という形になっております。

続いて、親子支援課の子ども医療証の作製
ですとか封入封緘の業務についての委託と
いうことで、こちらについても、クラウド
サービスを使ったデータの転送ということが
ございましたが、安全管理措置としては問
題ないということで、A評価でございます。

それから、AIシステムを利用しました食
品ロス削減実証実験の業務委託でございま
すけれども、こちらはごみ減量推進課で行っ
ておりまして、事業者さんに対しましてAI
システムを使って食品ロス削減を図ってい
くというような内容のものでございます。そ
の際の個人情報の扱いにつきまして、Excel
の暗号化について適切な手法を用いるよう
にというような意見がありましたが、内容と
しましてはA評価でございます。

それから、クラウド型の介護事業所台帳シ
ステム、こちらは東京都のデータシステムで
ございますけれども、そちらにクラウドを利用
しまして外部結合いたしましてデータを
転送していくというような形で介護保険課
から提出されているものでございます。ち
ちらもA評価という形になっております。

1枚おめくりいただきまして28 ページ目
に、6月に開催いたしました第3回の評価委
員会の案件でございます。

学校生活及びいじめに関するアンケート
調査ということで、教育委員会教育指導課の
ほうから提出されたものでございます。生徒
にタブレットPCが渡されておりますけれど
も、そちらからGoogle Forms を利用しま
して簡易ないじめのアンケートを行うとい
うようなものでございます。こちらについて
は、データの削除漏れがないようにすべきと
いうこととか、詳細ないじめの情報が書いて
あると非常にプライバシー性が高いという

ことですので、そういうものではないということも確認させていただいたところでございます。そこで、A評価という形になっております。

最後になりますが、先ほどの江南区民事務所におきます住基カードの申請書についても、誤廃棄についての対策について評価をさせていただきました。先ほどご説明させていただいたとおりのことではございますけれども、評価としてはA評価ということしております。

こちらは別に、どのような形の評価の流れで行ったのかということにつきまして、安全管理シートですとか、業務委託の概要書、フローの一覧、評価シート等もつけさせていただいております。今回、評価シートの中には個別に各委員がどのような評価をしたのかというものまでは入っておりませんが、例えば30ページのところに、全体の評価としましては、PPACの評価としてはA評価という形がこちらに記載されております。

それから、33ページにも、担当課の対策としましては、場面ごとの安全管理措置がどのような形であるのかということについても確認した上で評価をするというような流れで行っているものでございます。

毎回、審議会のほうではこのような形で、評価したものについてはご報告させていただくとともに、区議会にも年に1回、こちらの内容についてはご報告させていただくというような形で進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○川合会長 ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

○粉川副会長 ご説明ありがとうございます。

私は質問ではなくて感想という形になりますけれども、このPPACの評価シートを拝見して、非常に分かりやすくできているなと思います。以前の審議会で審議していたときよりも整理された形で、こういうふうに一覧になって分かるというのは非常にいい取組だなと思いました。

今後、多分、時代とか社会状況に合わせてPPACの評価シートは改善がされていくのだと思います。これをしっかりやっていると、きちんと安心感のある情報保護ができるのではないかなという感想を抱いたということでございます。

○川合会長 ありがとうございます。

では、次いで鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 説明ありがとうございます。

25ページにあります下の枠の中の④を確認させていただきたいのですが、「評価委員会は審議会意見を区全体に反映させる」という一文がありまして、例えば今日の審議会が出た意見とか事業改善案などに対して、これを次の評価委員会とかで説明をされ、それがやがて区の事業に反映されるという流れを説明しているものと考えてよろしいかどうかの確認でした。

○山根区政情報課長 それでは、私のほうからご説明させていただきます。

今、鈴木委員がおっしゃられたとおりでございます。こちらについては、評価委員会の個別の事案につきましては各所管のほうに報告をさせていただく形になります。全体のこととか、今、粉川委員からもお話があった評価シートですとか、そういうことにつきましては評価委員会のところにも反映させていただきますし、個別事案について審議会でどのような形のご議論あるいは質問があったということも評価委員会のほうにフィードバックをしていきます。そのような形で運営

をしてまいるところでございます。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○川合会長 その他のご意見等ございますでしょうか。——よろしいですか。

では、その他ご意見、ご質問等ないということでしたら、本件については以上といたく思います。

令和4年度の運用状況の報告

○川合会長 では、次の報告事項に移ります。報告事項の3点目でございます。資料の58ページになります。「令和4年度の運用状況の報告」についてでございます。

引き続きご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 引き続き区政情報課からご説明させていただきます。

まず、58ページでございます。令和4年度の情報公開制度の運用状況でございます。昨年度1年間の申請の状況等につきましてご説明させていただきます。

(1)の実施機関請求別でございますが、トータルの件数としましては合計数のところをご覧いただければと思いますが、請求数は634件という形でございます。令和3年度の実績と比べまして、ほぼ同じような数で推移しているところでございます。

1枚おめくりいただきますと、各部別の請求件数がございます。

大きいところからご紹介させていただきますが、上から4つ目の部ですけれども、施設営繕部、253件ということで、前年からは若干減っているところではございますが、一番多いところでございます。それから、都市建設部が156件となっております。両方とも多い理由は、工事設計書の公開が主になっておりますので、そちらのほうの公開のところの件数が400件ぐらいという形で推移して

いるところでございます。

続いて、飛びまして132ページをお開きいただければと存じます。個人情報保護制度の運用状況でございます。個人情報の保護につきましては、自己情報の開示請求の件数を報告させていただいております。請求件数は合計435件となっております。こちらは令和3年度よりも結構数としては多くなっているというようところでございます。

1枚おめくりいただきまして、133ページをお開きいただければと思います。主な部別の請求先ということになっております。上から5番目ですけれども、区民部が138件ということで、多い形になっております。こちらは住民票の交付申請書の開示請求を行ってほしいということで請求があったものが多い形になっております。2番目が福祉部でございます。こちらは親御さんやご親族の方の介護認定審査会の資料について提供していただきたいというような形の請求でございます。

続きまして、157ページをお開きいただければと存じます。こちらは3番目になりますけれども、令和4年度の保有特定個人情報保護条例に基づきます開示請求と申します。特定個人情報とはマイナンバーが附帯されている情報になりますけれども、こちらの件数についてのご報告でございます。こちらは請求件数が8件となっております。昨年度は11件でしたので、こちらも同数ぐらいで推移しているところです。こちらは全て区民部の内容になります。

158ページに部別で書いておりますが、こちらは課税課のところであります給与支払報告書が100%となっております。こちらにマイナンバーの記載がございますので、こちらの開示請求を行う場合には特定個人情報ということで開示請求になってくるところ

でございます。

続きまして、160 ページをお開きいただければと思います。こちらは令和4年度、昨年度の不服申立て制度の運用状況でございます。こちらにつきましては、区政情報の開示請求に伴いまして、不服申立てを行っているものの件数ということでございます。昨年度につきましては合計で6件の不服申立てがございましたが、その中で3月までは3件が答申済みとなっております。令和5年度に入りまして、残りの3件につきましても答申を頂きましたので、審査会からの答申は完了しているというような形で、合計6件の不服申立ての処理が行われたということでございます。

私からのご説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○川合会長 ただいまのご説明につきまして何かご意見等ございましたら、お願いたします。

○石毛委員 確認なのですが、ご説明いただきました区政情報開示請求内容一覧なのですが、このまとめていただいた結果というのは区民の皆様にも情報開示されるものですか。

○山根区政情報課長 情報公開制度の運用状況と請求内容の一覧、600件ばかりの一覧になりますけれども、こちらにつきましてはこの審議会でも資料としてつけておりますので、区政資料室のほうでも公開するような形になっているものでございます。

○石毛委員 中身を見ますと、開示されているものや、また、非開示になっているもの、あまりにもプライベートに近づけているような内容のものを含めて、一番怖いのは、立場の弱い方、女性もそうですけれども、お子さんも、そうした請求に関しても、どのようなものがあって、区全体に対する、こうした

危険なこともあるんだよというようなことで、抑止的なものになればなどは思うのですが、その辺のこういった情報の使い方というのは何か考えられるものなんでしょうか。

例えば、今、中にもありましたけれども、お子さんに対する情報開示請求とかというのもありましたし、また、多分これは女性の職員の方だと思うのですが、ストーカーに対するものがあつたりとか、様々なことがあって、こうしたものがせつかくあるものですから、そういったものが今後起こらないような、抑止的なものになればなどというようなことで簡単に聞いてみているのですけれども、いかがでしょうか。

○山根区政情報課長 ありがとうございます。

区政に関する情報というのは多岐にわたっているところでございます。今、石毛委員からもご発言がございましたけれども、最初の項目とかにも区政情報としてあります職員名簿とか、職員に関することとかも、公務員の情報ですので原則は公開していくというような形のもの、職員にまつわるものについては公開していくというような形になります。

しかしながら、目的がどのような形の目的になるものなのかということ等もございしますので、内容とかについては意図的なものとかもあつたりもするのがございしますので、そういう個人的な、出せないものについては必ず審議をした上で、出さないというような形は組織的には行っているところではございます。

また、多いものはやはり工事関係の内容については、しっかりとつまびらかにすることによって、ほかの参入される事業所とかが低廉な価格で同質のような形の入札ができるということになりますので、そのようなもの

については積極的に公開もしていくという姿勢で透明度を上げていくというような形の制度だというふうには認識しております。

○石毛委員 ありがとうございます。

○岡田委員 ありがとうございます。委員の岡田です。

情報公開制度の 58 ページのところなのですが、各部別請求件数等々が令和 4 年度、646 件あるということで、確認なのですが、一つ一つ項目を見ていくと、受付が「オンライン」や「窓口」、「FAX」とありますけれども、これは受付がオンラインであったり、FAX であったり、情報を閲覧したり写しを取りに行くのは区役所に来られるということなのでしょうか。

○岩田情報公開担当係長 情報公開担当の岩田と申します。

受付自体は様々な方法がございますが、資料のお渡し、閲覧の方法は、窓口に来るか、もしくは郵送でのお渡しもしております。

○岡田委員 これは 634 件とかなり膨大な数なのですが、内訳を見ると、かなり施設営繕部さんですとか、工事関係の図書の閲覧や写しの発行が多いかと思うのですが、これは区の職員の方の対応とかも結構膨大な量になりますか。

○山根区政情報課長 こちらについてはやはり、それぞれ請求内容が違ってきますので、対応する職員の、施設営繕部の職員での作業というのは結構膨大な形になるかとは思いますが。

○岩田情報公開担当係長 すみません、補足で。

例えば 1 つの工事の入札が起きますと、それに参入される事業者さんが例えば 5 社とか 10 社とか、そういった事業者さんが参入されるわけなのですが、残念ながら取ることができなかった業者さんが、どういっ

た内容だったのかということで開示請求することが多くて、1 つの資料に対して複数の方から開示請求があるということなので、一度用意したものについては、一度準備ができておりますので、2 件目、3 件目以降は準備が少し楽になるというような状況でございます。

○岡田委員 今、社会全体が少子高齢化ということで、職員の方もそうですし、事業者の従業員確保とかがすごく問題になっていて、この審議会の趣旨としては個人情報保護ということで、なかなか業務の改善、DX化というところとは相反する部分があるかと思うのですが、物価もどんどん高まって、事業者さんが設計図書を閲覧しに来られるというニーズがかなり高いと思うのですが、出していい情報と出さなくていい情報って、物すごくデリケートな情報もあるかと思えますけれども、DX、業務改善、例えばインターネット上で、事業者さんが役所に来なくても閲覧できるとか、業務効率化とか、足立区としては「協働」という概念を掲げていますので、事業者さんに優しい体制づくりのDX化というのはどの程度進んでいらっしゃる、計画はございますでしょうか。

○山根区政情報課長 今の工事設計図書関係とか契約の関係について、様々な形で、電子入札ですとか、事業者さんが参入しやすいような仕方ということは区全体では取り組んでいるところでございます。

設計図書とかの開示につきましては、情報公開ではなくて、開示請求される前に積極的に情報を公表していくということも求められるところだというふうには思っております。しかしながら、会議の工数ですとか、議会へのご報告、契約金額とかに応じてご報告してからでないとか公表できないとか、いろいろなステップがございますので、区のほうと

しては公表できるようなことについても検討は進めているところではございます。

しかしながら、ダイレクトにどのような形の手順があるかということでは、情報開示請求のところで行っているというのが、事業者さんと区のほうでは行っている作業としては続いているところではございます。各所管のほうでそのような事務を効率よくDXを中心にしながらか進めていくということについては取り組んでいく必要があると思いますので、こちらの公表についても引き続き検討を進めていきたいと考えております。

○岡田委員 ありがとうございます。守らなければならない情報や、また、社会全体を見て効率化を進めていかなければならない部分もあるかと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

その他のご意見、ご質問等ございましたら、お願ひいたします。

○上委員 これは単に質問なのですが、教えていただければと思います。

133 ページ、各部別自己情報開示等請求とあるのですが、ここで区民部と福祉部というところで138件、令和4年度。備考の説明を見ますと、すみません、私よく分かっていないのですが、住民票交付申請書というのは、いわゆる窓口に行って自分の住民票を出してという申請書のことなのか、あと、2つ下の介護認定審査会資料というのも、お年寄りが今非常に多い世の中なのに、1年間で138件しか住民票交付がないのかなとか、介護認定136件しかないのかなという、ちょっとこの辺のところがよく分からなくて。

○岩田情報公開担当係長 区民部の138件の住民票交付申請なので、具体的に申しますと、請求理由としましては、自分の住民票をほかの人が取っているんじやな

いかということが不安になって取りに来ていた。実際は、住民票というのは同一世帯の方だったら誰でも取れるので、例えば、ちょっと不仲になっている旦那さんが取ったとか、そういったことを確認するために来ているものでしたりとか、あとは、住民票の閲覧制限という制度があるのですけれども、DVですとか、そういった方の場合には住民票の交付をストップするという制度があるのですけれども、その条件としては、直近で取られていないということが条件になっているので、取られていないことを確認するとか、そういったことのために開示請求の件数として138件ということになっております。

もう一つご説明しますと、福祉部の136件の介護認定調査資料なのですが、具体的に申し上げますと、いわゆる老人施設に入る際に、そのご高齢の入所される方の実際の身体の状態がどういったことなのかを確認した上で入所判定をするということで、直近の審査の状況をもって入所判定をするということになりますので、親族の方が主にその情報を請求していくというようなことになります。

○上委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○川合会長 その他の点ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、ご質問その他ないということでしたら、本件については以上といたく思います。ありがとうございました。

その他委員の皆様から何かご意見あるいはご発言なさいたいこと等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

(5) 閉 会

○川合会長 それでは、これで本日予定して

いた案件は全て終了ということとなります。
委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、事務局より事務連絡等ありましたらお願いいたします。

○山根区政情報課長 委員の皆様の貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございます。

事務局から連絡事項が3点ございます。

1点目は、次回の第7回の審議会でございます。12月の下旬を予定しております。日程が決まり次第ご連絡いたしますので、なるべく早めにご連絡いたしますので、よろしくお願いたします。

2点目ですけれども、地下の駐車場をご利用された委員におかれましては駐車券をご用意しておりますので、必要な方は事務局までお申しつけください。

3点目でございます。学識の委員の皆様方に関しまして、審議会終了後、5分程度お時間を頂戴しまして、特定個人情報保護評価書の第三者点検の開催のスケジュールについて調整させていただきますので、恐れ入りますが、このまま少々お待ちいただければと思います。

連絡事項は以上でございます。

○川合会長 では、その他特段ないということでしたら、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきます。

本日もご協力いただきまして誠にありがとうございました。